

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人(以下「本センター」という。)の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本センターの目的、事業に賛同する団体(又は個人)は、理事長の承認を得て会員となることができる。

(理事会への報告)

第3条 理事長は当該年度の会員の入・退会等の異動状況を6月に開催される理事会に報告しなければならない。

(入会手続及び会費)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 会員は年会費を1事業年度につき、1口以上(1口10万円)納めなければならない。

(会員登録)

第5条 前条の手続きを経て会員として認められたものは、会員名簿に登録される。

2 一定期間にわたり会費を滞納している場合は、理事長の判断により会員資格(登録)を一時停止させることができ、文書で通知するにより発効する。

3 滞納している会費が全額納入された時点で、会員資格の一時停止は解除される。

(会員の特典)

第6条 会員名簿に登録された会員は別に定める特典を享受することができる。

2 前条第2項の定めにより会員資格を一時停止されている者は、上記特典を享受することができない。

(会費の使途)

第7条 第4条第2項の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的的事业に使用する。

(会員登録の抹消)

第8条 会員が下記の事由に該当し、会員としてふさわしくないと理事長が判断した場合は、会員登録を抹消することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 正当な理由がなく会費を滞納し、本センターからの督促や退会通知の提出要請にも応じないとき

2 前項により登録抹消された会員について、理事長が必要と判断した場合は、第3条に定める理事会報告の際に対象者の名称や抹消の理由等を報告することができる。

(退会)

第9条 会員は退会通知を本センターに提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。(平成24年6月19日理事会議決)

附則

この規程は、平成28年3月18日より施行する。(平成28年3月18日理事会議決)

附則

この規程は、平成30年1月17日より施行する。(平成30年1月17日理事会議決)

附則

この規程は、平成30年3月14日より施行する。(平成30年3月14日理事会議決)